

日野川河川事務所管内公募型樹木採取の公示

令和 8 年 7 月 3 日

日野川河川事務所長 國時 正博

次のとおり、「日野川河川事務所管内公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：日野川河川事務所管内公募型樹木伐採

2. 公募内容：河川内樹木の伐採・搬出（採取区域等は公募説明書のとおり）

※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

3. 採取時期

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで【予定】

4. 採取区域 別紙図面（樹木等採取予定箇所図）のとおり

- ①日野川左岸 0k900(皆生大橋)付近 ～ 日野川左岸 2k840(新日野橋)付近
 - ②日野川右岸 1k400 付近 ～ 日野川右岸 2k000 付近
 - ③日野川左岸 6K860(八幡橋)付近 ～ 日野川左岸 9k600(伯耆橋)付近
 - ④法勝寺川右岸 2k800 付近 ～ 法勝寺川右岸 3k200 付近
 - ⑤法勝寺川右岸 5k900(坂根橋)付近 ～ 法勝寺川右岸 6k800 付近
 - ⑥法勝寺川左岸 5k900(坂根橋)付近 ～ 法勝寺川左岸 6k800 付近
- （ただし民有地は除く）

5. 公募に参加する者に必要な条件等

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式を提出期限までに、持参、郵送又はメールにより提出すること。

なお、現地及び許可条件（特に第8条～第14条）を確認のうえ、提出すること。

② 提出期限

伐採希望前の1ヶ月前まで

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③ 提出先・問い合わせ先

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課 流域調整係

電 話 0859-27-2420

メールアドレス hngw-r_act-application@cgr.mlit.go.jp

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請を行うこと。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件を満たしていると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順とし、応募者が多数の場合は選定されない場合がある。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。